

# 認定書

国住指第 241 号  
令和 3 年 6 月 7 日

株式会社日本アクア  
代表取締役 中村 文隆 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
QF045BE-1604(2)
2. 認定をした構造方法等の名称  
吹付け硬質ウレタンフォーム充てん／軽量気泡コンクリートパネル・構造用面材〔木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード重裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

## 1. 構造名：

吹付け硬質ウレタンフォーム充填／軽量気泡コンクリートパネル・構造用面材〔木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード重裏張／木製軸組造外壁

## 2. 仕様の寸法：

仕様の寸法を表1に示す。

表1 仕様の寸法

項 目	仕 様
壁の高さ	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
壁厚	164mm以上
柱・間柱間隔	500mm以下



つづき

構造用面材	仕様：(1)～(4)の一
(1)木質系ボード	材料：①～⑥の一 ①構造用合板(日本農林規格に適合するもの、全層すぎを除く) 厚さ：9mm以上 ②構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) 厚さ：9mm以上 ③パーティクルボード(JIS A 5908) 厚さ：9mm以上 ④構造用MDF(JIS A 5905) 厚さ：9mm以上 ⑤シーゾングボード(JIS A 5905) 厚さ：12mm以上 密度：0.33g/cm <sup>3</sup> 以上 ⑥製材(日本農林規格に規定するもの) 厚さ：9mm以上
(2)セメント板	材料：①～⑩の一 ①硬質木毛セメント板(JIS A 5404) 厚さ：15mm以上 ②硬質木片セメント板(JIS A 5404) 厚さ：12mm以上 ③パルプセメント板(JIS A 5414) 厚さ：9mm以上 ④けい酸カルシウム板(JIS A 5430) 厚さ：9mm以上 ⑤スラグせっこう板(JIS A 5430) 厚さ：9mm以上 ⑥繊維強化セメント板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8576) 厚さ：9mm以上 ⑦繊維混入けい酸カルシウム板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8578) 厚さ：9mm以上 ⑧アクリル樹脂系塗料／繊維混入スラグせっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-0834) 厚さ：9mm以上 ⑨両面アクリル系樹脂塗装／パルプ・けい酸質混入セメント板 (国土交通大臣認定準不燃材料：QM-0457) 厚さ：9mm以上 ⑩パルプ混入けい酸カルシウム板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-0656、NM-2601) 厚さ：9mm以上
(3)火山性ガラス質複層板	材料：火山性ガラス質複層板(JIS A 5440) 厚さ：9mm以上

つづく

つづき

<p>構造用面材</p>	<p>(4)せっこうボード</p>	<p>材料：①～⑥の一          ①せっこうボード(JIS A 6901)          厚さ：9.5mm 以上          ②強化せっこうボード(JIS A 6901)          厚さ：12.5mm 以上          ③ガラス繊維不織布入せっこう板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-9354)          厚さ：10mm 以上          ④両面ボード用原紙張/せっこう板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-4127)          厚さ：9.5mm 以上          ⑤ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板          (国土交通大臣認定準不燃材料：QM-0954-1)          厚さ：9.5mm 以上          ⑥ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板          (国土交通大臣認定準不燃材料：QM-0955-1)          厚さ：9.5mm 以上</p>
<p>充てん断熱材</p>		<p>材料：建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム          組成(質量%)：          ポリイソシアネート 54(±5)          ポリエーテル系ポリオール 27(±7)          難燃剤(りん酸エステル) 6(±2)          添加剤(触媒、整泡材) 8(±3)          水 5(±3)          イソシアネート指数：61          密度：14(±2)kg/m<sup>3</sup>          厚さ：83(±8)mm</p>
<p>内装材</p>		<p>仕様：せっこうボード重張り          材料：①又は②          ①せっこうボード(JIS A 6901)          ②強化せっこうボード(JIS A 6901)          厚さ：下張 12.5mm 以上+上張 9.5mm 以上重張</p>

4. 仕様の副構成材料：

仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 仕様の副構成材料

項目	仕様
添木	仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(製材、集成材又は単板積層材) 寸法：40×45mm 以上 取付箇所：間柱部に外装材縦目地が位置する箇所
胴縁 (内装材下地)	仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(合板、製材、集成材又は単板積層材) 寸法：9×27mm 以上 取付間隔：500mm 以下
胴縁 (外装材下地)	仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(合板、製材、集成材又は単板積層材) 寸法：9×27mm 以上 取付間隔：500mm 以下
受材	構造用面材目地部： 仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(製材、集成材又は単板積層材) 寸法：27×40mm 以上
	内装材目地部： 仕様：あり又はなし(目地部がない場合) 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(製材、集成材又は単板積層材) 寸法：30×40mm 以上
	内装材取付部： 仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(製材、集成材又は単板積層材) 寸法：30×40mm 以上
	桁・土台部(内装材用)： 仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(製材、集成材又は単板積層材) 寸法：30×40mm 以上
	柱部(内装材用)： 仕様：あり又はなし 材料：日本農林規格の品質を満足する木材(製材、集成材又は単板積層材) 寸法：30×40mm 以上

つづく

つづき

防水紙	仕様：あり又はなし 材料：①～⑦の一 ①アスファルトフェルト(JIS A 6005) 単位面積質量の呼び：430 以下 ②透湿防水シート 材質：1)～3)の一、又は組合せ 1)ポリエチレン 2)ポリエステル 3)ポリプロピレン ③プラスチックシート 材質：1)～9)の一、又は組合せ 1)飽和ポリエステル 2)ポリプロピレン 3)ポリエステル 4)ポリ塩化ビニル 5)ABS 樹脂 6)ポリエチレン 7)ポリスチレン 8)ポリアミド 9)ポリオレフィン ④オレフィンシート ⑤オレフィンシート+高分子吸収体(吸水ポリマー、メチルセルロース) ⑥ポリプロピレン不織布/ポリエチレンフィルム/ポリエステル不織布 ⑦②透湿防水シートのアルミニウム片面又は両面蒸着 ②～⑦の単位面積質量：430g/m <sup>2</sup> 以下
防湿気密フィルム	仕様：あり又はなし 材料：①～⑥の一 ①住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930) ②包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702) ③農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781) ④アルミニウム蒸着ポリエチレン ⑤ポリプロピレン ⑥アルミニウム蒸着ポリプロピレン 厚さ：0.2mm 以下

つづく

つづき

<p>気密材</p>	<p>仕様：あり又はなし            材料：①又は②            ①粘着層付きテープ(片面・両面)            材質：1)～7)の一            1)ブチルゴム系            2)EPDM ゴム系            3)アクリル系            4)アスファルト系            5)ポリエチレン系            6)ポリエステル系            7)ポリプロピレン系            厚さ：1.0mm 以下            ②アルミニウムはく付き粘着層付きテープ            材質：1)～3)の一            1)ポリエチレン系            2)ポリエステル系            3)ポリプロピレン系            厚さ：1.0mm 以下</p>
<p>外装材用目地処理材</p>	<p>材料：建築用シーリング材(JIS A 5758)            材質：1)～7)の一            1)アクリル系樹脂            2)ポリウレタン系樹脂            3)アクリルウレタン系樹脂            4)ポリイソブチレン系樹脂            5)ポリサルファイド系樹脂            6)シリコーン系樹脂            7)変成シリコーン系樹脂            使用量：50(±5)g/m 以上</p>
<p>外装材用留付材部補修材</p>	<p>材料：①～③の一            ①ウレタン樹脂系補修材            ②アクリル樹脂系補修材            ③セメント系補修材            使用量：3(±0.3)g/箇所以下</p>
<p>内装材用目地処理材</p>	<p>仕様：あり又はなし            材料：①、又は①及び②            ①せっこうボード用目地処理材(兼用ジョイントコンパウンド、JIS A 6914)            塗布量：50g/m 以上            ②ジョイントテープ            厚さ：0.15mm 以上            幅：35mm 以上</p>

つづく



つづき

留付材	外装材用： 材料：木ねじ 材質：1)又は2) 1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径φ3.9×長さ60mm以上 留付間隔： 長辺方向： 柱、間柱又は添木上に500mm以下 短辺方向： パネル長辺方向の両端部； 柱、胴縁又は構造用面材上に1箇所以上 パネル長辺方向の中間部； 柱、胴縁又は間柱上に2箇所以上
	構造用面材用： 材料：①～⑥の一 ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N32以上 ②太め鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：CN45以上 ③シーシングボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：SN32以上 ④せっこうボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：GN32以上 ⑤リングくぎ、スクリューくぎ又はくぎ 寸法：胴部径φ1.9×長さ32mm以上 ⑥木ねじ又はタッピングねじ 寸法：呼び径φ1.9×長さ25mm以上 ⑤及び⑥の材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付間隔：周辺部200mm以下、中間部200mm以下
	内装材上張材用： 材料：①～③の一 ①せっこうボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：GN50以上 ②くぎ 寸法：胴部径φ2.45×長さ50mm以上 ③ねじ 寸法：呼び径φ2.45×長さ38mm以上 ②及び③の材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付間隔：縦 周辺部150mm以下、中間部200mm以下、横 500mm以下

つづく

つづき

留付材	<p>内装材下張材用：            材料：①～③の一            ①せっこうボード用くぎ (JIS A 5508)            寸法：GN40 以上            ②くぎ            寸法：胴部径 <math>\phi</math> 2.34 × 長さ 38mm 以上            ③ねじ            寸法：呼び径 <math>\phi</math> 2.34 × 長さ 25mm 以上            ②及び③の材質：鋼製又はステンレス鋼製            留付間隔：縦 周辺部 150mm 以下、中間部 200mm 以下、横 500mm 以下</p>
	<p>添木用：            仕様：あり又はなし            材料：①～③の一            ①鉄丸くぎ (JIS A 5508)            寸法：N65 以上            ②くぎ            寸法：胴部径 <math>\phi</math> 3.05 × 長さ 65mm 以上            ③ねじ            寸法：呼び径 <math>\phi</math> 3.05 × 長さ 65mm 以上            ②及び③の材質：鋼製又はステンレス鋼製            留付間隔：縦 600mm 以下</p>
	<p>胴縁用(胴縁を用いる場合)：            材料：①～③の一            ①鉄丸くぎ (JIS A 5508)            寸法：N32 以上            ②くぎ            寸法：胴部径 <math>\phi</math> 1.9 × 長さ 32mm 以上            ③木ねじ、タッピングねじ又はねじ            寸法：呼び径 <math>\phi</math> 1.9 × 長さ 25mm 以上            ②及び③の材質：鋼製又はステンレス鋼製            留付間隔：600mm 以下</p>
	<p>受材(構造用面材用)固定用：            材料：①～③の一            ①鉄丸くぎ (JIS A 5508)            寸法：N45 以上            ②くぎ            寸法：胴部径 <math>\phi</math> 2.45 × 長さ 45mm 以上            ③木ねじ又はタッピングねじ            寸法：呼び径 <math>\phi</math> 2.45 × 長さ 38mm 以上            ②及び③の材質：鋼製又はステンレス鋼製            留付間隔：600mm 以下</p>
	<p>受材(内装材用)固定用：            材料：(1)又は(2)            (1)くぎ            (2)ねじ            材質：鋼製又はステンレス鋼製            寸法：<math>\phi</math> 2.75 × 長さ 50mm 以上            留付本数：2本/箇所以上</p>

5. 仕様の構造説明図：

仕様の構造説明図を図1～図3に示す。

図中の単位については、特記のない限りmmとする。

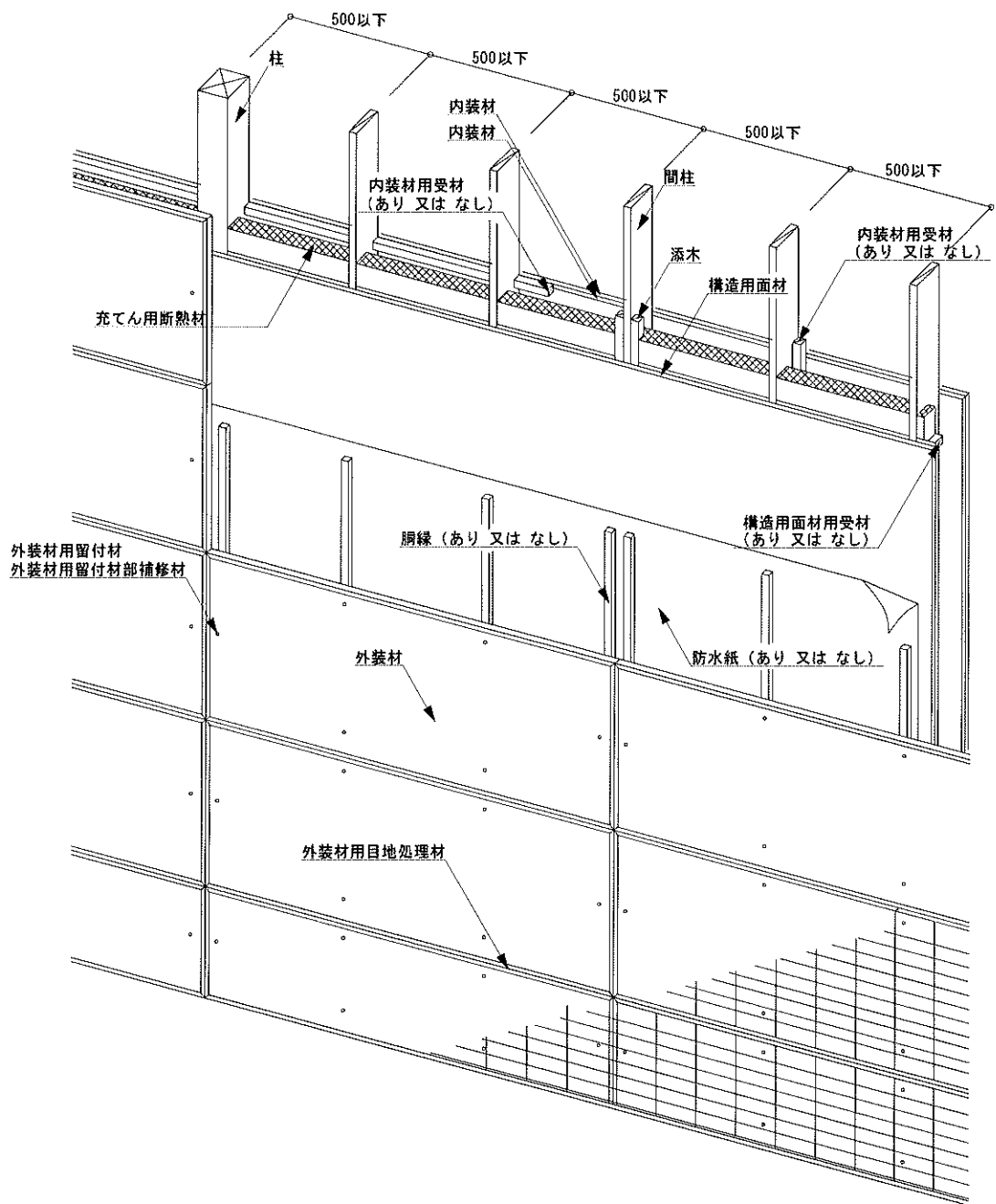


図1 構造説明図(透視図・内装材重張り)

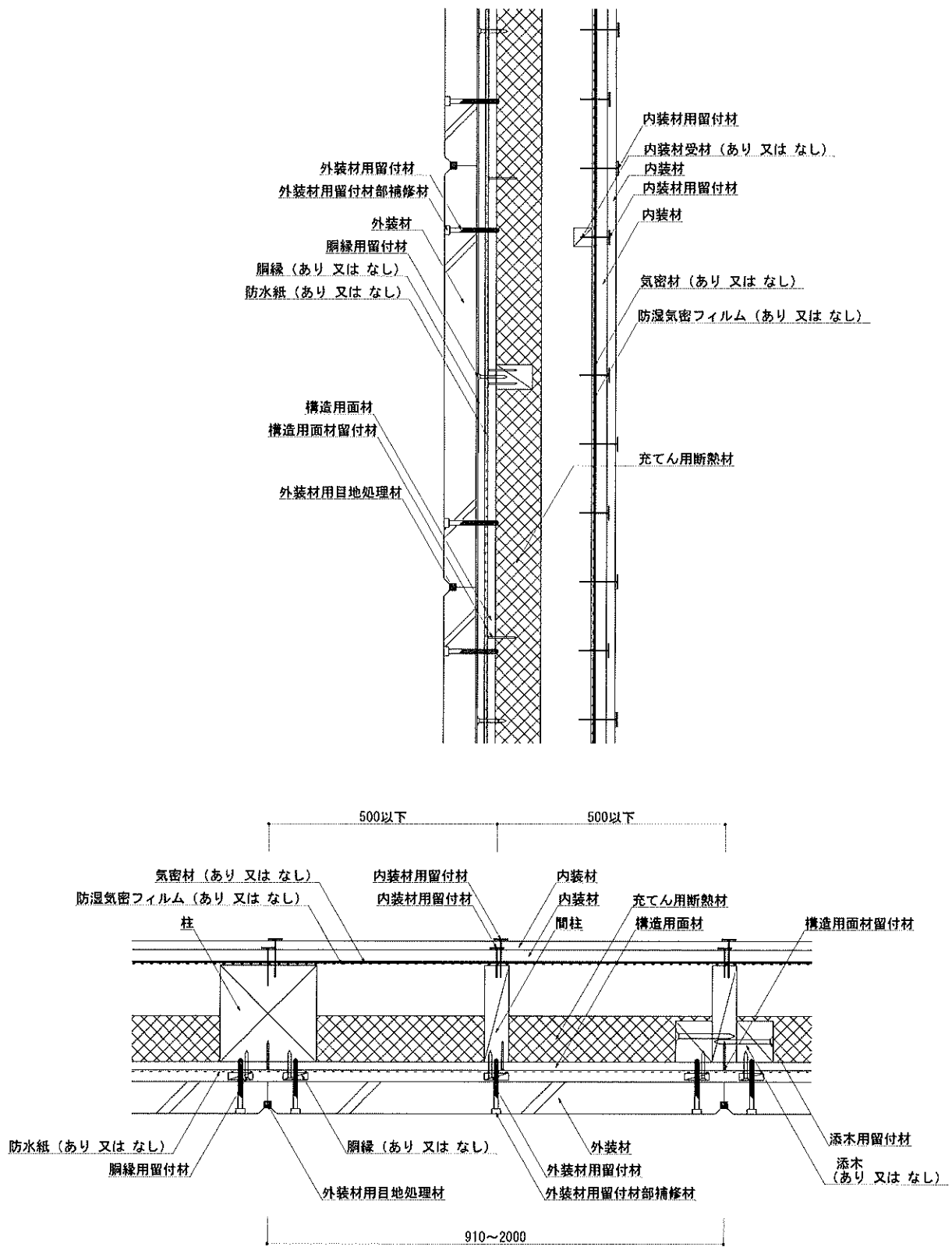
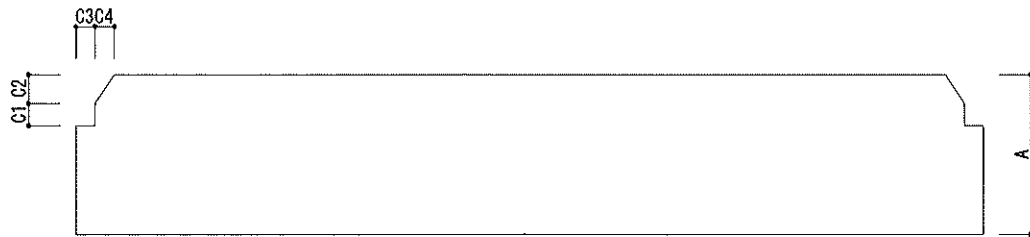
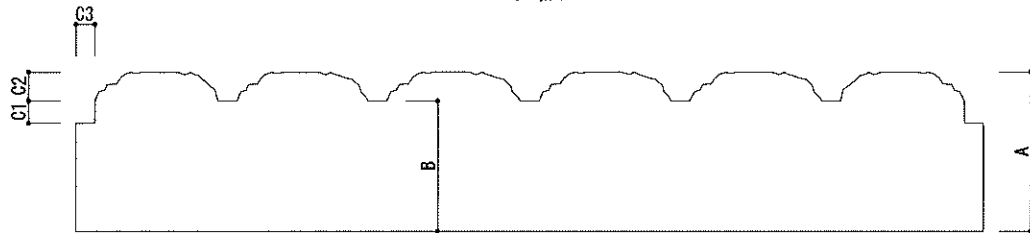


図2 構造説明図(水平垂直断面詳細図・内装材重張り)



平板



エンボス板

<外装材の形状>

項目		標準値	許容差	
外装材の厚さ : A		35mm 以上 50mm 以下	±2mm	
断面欠損部	溝部分の厚さ : B	29mm 以上		
	端部切欠き部の寸法※1	C1	7mm 以下	±1.5mm
		C2	6mm 以下	
		C3	3.5mm 以下	
		C4	4mm 以下	
容積欠損率※2		7.6%以下	±1.0%	

※1 裏面から 35mm 以下の厚さの部分における寸法。

※2 裏面から 35mm 以下の厚さの部分における(端部切欠き部を含む)容積欠損の割合。

図3 構造説明図

## 6. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

### (1) 下地

柱及び間柱は反り曲がりのないものを土台の上部に垂直に使用し500mm以下の間隔で取り付ける。

### (2) 構造用面材の取付け

構造用面材は、構造用面材用留付材を用いて柱もしくは間柱の表面に取り付ける。

### (3) 添木の取付け(添木を用いる場合)

外装材縦目地が間柱の位置の場合、間柱の両横に添木を添木用留付材を用いて取り付ける。

### (4) 防水紙の張付け(防水紙を用いる場合)

防水紙は、重ね代を縦90mm以上、横90mm以上とり、金属製のステーブル等を用いて仮留めする。

なお、張付ける際にはたるみ、しわのないように張付ける。

### (5) 胴縁の取付け(胴縁を用いる場合)

胴縁は胴縁用留付材を用いて柱又は間柱に取り付ける。

### (6) 外装材の取付け

- ・外装材の張り方は、横張りとする。
- ・外装材の留付けは、外装材用留付材を用いて柱、間柱又は添え木又は構造用合板に取り付ける。胴縁を用いる場合は、これを介して柱、間柱又は添え木に取り付ける。
- ・端部留付位置は外装材端部より30mm以上内側の位置で、所定の位置に留付ける。
- ・取付けは、目地通りよく、不陸、目違い等のないように行う。
- ・外装材相互の目地処理は、外装材用目地処理材を隙間が生じないように密に充てんする。
- ・外装材留付材の頭部は、外装材表面より7mm以上の深さまで打ち込み、打ち込んだ凹部は、外装材用留付材部補修材を用いて充てんし、補修する。

### (7) 断熱材の充てん

断熱材は、柱・間柱間へ吹き付ける。吹き付ける際は、厚みのムラが生じないように吹き付ける。

吹付け後、必要に応じて成型を行う。

なお、施工については、ウレタンフォーム工業会の品質自主管理基準により管理する。

### (8) 防湿気密フィルムの張付け(防湿気密フィルムを用いる場合)

防湿気密フィルムを張付ける場合は、金属製のステーブル等を用いて仮留めする。

なお、張付ける際にはたるみ、しわのないように張付ける。

### (9) 内装材の取付け

- ・内装材は内装材留付材を用いて柱及び間柱の表面に取り付ける。
- ・目地部には、必要に応じて内装材用目地処理材(せっこう系パテ)を施す。

## 認定を取得された方へ

- 1 . 認定書は、標題に「認定書」と書かれた文書と「別添」と書かれた文書で構成されています。この二つを大切に保存してください。
- 2 . 認定を取得した製品等を製造・施工等するときは、「別添」に記載された仕様等（認定仕様等）から外れ大臣認定不適合とならないよう、十分ご注意ください。
- 3 . また、製品等の設計や生産体制、調達先等の変更を行おうとする場合は、あらかじめ、認定の前提となる性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください。

国土交通省住宅局建築指導課